



り、必要性の理由としては、特定最低賃金は、公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的とし、労使交渉の補完・代替機能を持っています。また、賃金の不当な切下げ、製品の買いたたきを防止するなど、事業の公正競争の確保により、サプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っています。

電機産業は高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを生かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されています。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定電機最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要です。また、電機産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっているため、事業の公正競争確保を図る上で、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠です。

これらのことから、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金の金額改正の取組は必要です、とのご意見です。

引き続きまして、フジアイタック労働組合さんの意見です。

特定最低賃金改正の「必要性がある」との御意見で、必要性の理由は、急激な物価上昇により生活がより一層厳しくなっている。特に電気料金やガソリン、食料等、生活に欠かせないものの物価上昇が大きく生活に響いています。

輸送用機械器具では労働者に占める非正規労働者の割合は高く、その多くは低賃金での労働を余儀なくされている状況にあり、この物価上昇にのり生活苦が続いているため、これらの労働者の処遇を改善する必要があると考えます。また、企業では人材が不足しており、人材確保の観点でも賃上げが必要。人材については、JAM埼玉内でも人材不足の報告が他の組合からも聞こえる。1社が人材確保のために賃上げをすることも必要だが、業界全体の賃金水準引上げにより魅力を向上させ、輸送用機械器具製造業で働きたいと思えるようにする必要があるのである。そのためには特定最賃は重要である、とのこと。

それから、富士フイルム労働組合さん。特定最低賃金の改正の「必要性がある」との御意見で、理由につきましては、光学産業では、弊事業所だけでなく、産業として生き残るためにも優秀な人材を確保・定着させなければならない。そのためには下記の観点などにおいて、現在の特定最賃は必要であり、かつ継続的な引上げが必要である。人材の確保、「低賃金・低生産性」産業に陥ることを防ぐ、産業内の公正競争確保、です。

次は、日産プリンス埼玉販売労組さん。特定最低賃金改正の「必要性がある」とのことで、理由につきましては、自動車業界では、電動化、水素、自動運転、コネクテッドなど最新技術の車両が次々と投入

されてきている現状であるが、自動車小売業では慢性的な人員不足に陥っている。今後を担う若年層の整備士が年々減少していることに加え、これまで人材不足、特に整備士を補っていた外国人の整備士については、賃金の低さと円安の影響から減少傾向にある。

特定最低賃金は、労働条件の向上、事業の公正競争の確保を目的として、賃金の底上げ、底支え、格差是正に直結する取組であり、産業の魅力向上や人材確保を引き続き推し進めていく必要がある。日本の基幹産業である自動車業界の社会的優位性を確保する上で、特定最低賃金は大変重要であるとともに、新たな優秀な人材を自動車小売全体で安定的に確保していくことが必要不可欠であると考えている、とのこと。

今度は使用者側に移ります。埼玉県自動車販売店協会さんという、使用者側団体のご意見です。最低賃金制度に関する意見・要望ということで意見をいただいております。

最低賃金引上げが国、政府のあおりを受け、多業種のメーカーが尋常ではない引上げを実施している。物価上昇に合わせた賃金引上げは無理なので、常識ある昇給を検討してほしい。地域別最低賃金と特定最低賃金があることが疑問。自動車業界において最賃が高い必然性が薄れてきている。業種別に見ると、自動車業界の最低賃金が高い水準にある。都内の採用募集の時間給が高く、特に県南部は社内の規定金額で応募を集めることが難しい。

昨年の改定額では、上位の契約社員すらも賃上げの効果を生みませんでした。初任給や給与の引上げに積極的な企業を取り沙汰されがちですが、多くの企業は腰が重い状況と考える、最賃からの生活改善を希望する。生活の安定、公正な競争のため、最低賃金制度は維持、継続が望ましいと考える、とのことでございます。

以上が労使のご意見をいただいているところです。

土屋会長

ありがとうございました。

今、意見書の要旨について事務局から説明いただきましたが、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。どうぞ。

安藤委員

よろしいですか、中央会の安藤です。

不勉強で恐縮なのですが、事務局のほうのお尋ねになるかと思うんですけども、特定産業別最低賃金については労働協約ケースと公正競争ケースとがあり、埼玉県の場合は、公正競争ケースは自動車小売業だけが該当しているというふうに理解しております。

今ほど御説明いただきましたけれども、自動車小売業に関しては、本日、日産プリンス埼玉販売労組、及び埼玉県自動車販売店協会からの意見書が出されていますが、この意見書というのが何の根拠に基づ

いて出されているのか、その条文を教えてくださいけれども……。やはり任意なものという感じなんですか。

賃金室長 整理して、次回でもよろしいですか。申し訳ございません。

土屋会長 次回でよろしいですか。

安藤委員 はい、大丈夫です。

土屋会長 ほかに御質問や御意見がある方、お願いいたします。よろしいでしょうか。

安藤委員からの御質問については、次回、事務局から回答をお願いします。

意見聴取の件については以上ということで、あと前回、事務局から説明がありましたけれども、この特定最低賃金改正の必要性については、次回、第5回審議会で審議することといたします。

議題の1は以上とさせていただきます、次に議題の2、その他に移ります。まず、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

事務局から何かありますか。

賃金室長 事務局は特にございませぬ。

土屋会長 それでは、本日の審議会の議題は全て終了いたしました。これで閉会といたします。

— 了 —